

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名：防衛庁)

【事務・事業名】 自衛隊の周辺業務（自動車整備工場の運営）	
1. 根拠法令	なし
2. 実施主体	自衛隊
3. 従事者数	自衛隊の能力を推定されるため公表できない。
4. 予算額	約27億円(材料費等)
5. 事務・事業の内容	自衛隊の保有する車両の故障整備（演習等において発生する車両故障・事故の修理）及び定期整備等
6. 民間開放の状況	保有する車両を自ら整備できる自己完結能力の保持に対する影響が小さく、かつ、非効率となる場合は、コスト縮減のため、車両整備の民間委託を実施している。 例：民間で使用されているものと同型の車両が、整備工場から遠方にある部隊で保有されているような場合
7. 当該事務事業を廃止した場合の影響	戦闘行為が行われる蓋然性が高い事態において、民間事業者による役務の提供を常に期待し得るものではない。自衛隊が自己完結能力を保持しつつ各種行動（防衛出動、国民保護派遣等）を遂行するためには、平素から、車両の点検・整備等は、整備の段階に応じて各部隊及び整備工場で実施し、練度を保持向上させることが必須である。 自衛隊の自動車整備工場の運営を廃止した場合、自衛隊の保有する防衛専用車両を自ら整備できる自己完結能力を失うこととなり、自衛隊に与えられた、我が国の平和と独立を守り國の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対してわが国を防衛する等の任務に支障をきたすこととなる。
8. 更なる民間開放についての見解	自衛隊においては、防衛上の整備の考え方に基づき、平素から、車両の点検・整備等は、各部隊及び整備工場で実施することが必須である。上記6の場合のみ民間開放を考えている。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。